○財務省告示第五百二十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十五年七月三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十五年七月二十三日

財務大臣　塩川　正十郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（十年）	第二百三回	五十億円	百七円六十四銭一厘
〃	第二百三回	百五十八億円	百七円六十四銭六厘
〃	第二百三回	三十二億円	百七円六十五銭一厘
〃	第二百四回	二十億円	百六円六十五銭一厘
〃	第二百四回	十二億円	百六円六十六銭七厘
〃	第二百五回	千億円	百七円三十九銭七厘
〃	第二百五回	一億円	百七円四十一銭四厘
〃	第二百七回	五十億円	百三円二十五銭
〃	第二百七回	百億円	百三円二十六銭一厘
〃	第二百七回	二十一億円	百三円二十八銭三厘
〃	第二百七回	四十七億円	百三円二十八銭九厘
〃	第二百七回	十二億円	百三円二十九銭五厘
合計		千五百三億円	